

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 20 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380038

研究課題名(和文) 欧米諸国における日本憲法研究の状況をめぐる憲法学的検証

研究課題名(英文) The State of Studies of Japanese Constitution in the U.S. and Europe

研究代表者

新井 誠 (ARAI, MAKOTO)

広島大学・法務研究科・教授

研究者番号：20336415

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、第1に、日本憲法研究は欧米でも行われつつも、憲法学における全般的な関心事になっていないこと、第2に、欧米では比較憲法研究が活況を呈しているものの、自国の憲法理解を深める対象に欧米が用いる諸国は欧米諸国が中心であり、日本憲法は必ずしも有意義な参照国とはなっていないこと、第3に、その理由として、言語上の問題や日本の経済的地位の低下が指摘されていること、主に以上が明らかになった。第4に、(日本あるいはカナダなどに比べて)欧米諸国では、憲法解釈において外国法を参照することが必ずしも一般的ではなく、日本は、単なる地域研究の対象国と位置づけられることが多いこともその原因といえる。

研究成果の概要(英文)：In this research, we found out the following points: (1) In the U.S. and Europe, only a few scholars have conducted researches on Japanese Constitution, and majority of the constitutional scholars has shown little interest in it. (2) While comparative constitutional studies have become popular worldwide in the last decade, such studies by U.S. and European scholars have focused exclusively on the constitutional systems of the western countries. Japanese constitution has rarely been referred to in these studies. (3) Difficulty of the Japanese language and decline of Japanese economy have been pointed out as the reasons for the disinterest in the Japanese Constitution by western scholars. (4) Constitutional lawyers in the U.S. and Europe do not always refer to foreign laws and practice at the interpretation of their own constitutional laws, and regard Japanese constitution as just a subject of regional studies.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 アメリカ・フランス・イギリス・ドイツ 憲法学 国際情報交換 比較憲法 日本憲法

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本ではこれまで、多くの欧米諸国の憲法(学)の研究が重ねられてきており、これらにより、日本の憲法理論研究の水準が引き上げられ、憲法解釈の内容や方法論が深化した。他方で、日本において、特に欧米を中心とする諸外国における日本憲法研究の状況を調査する機会は少なかった。その背景には、立憲主義のモデルを欧米に求め、それらに基づいて日本国内の法秩序形成を行うという、いわば日本が一方向的に欧米を参照するという片務的な参照による理論構築を主眼としてきた日本憲法(学)の姿がある。こうした状況下、欧米において日本憲法研究が、憲法研究の対象とされてこなかったこともさることながら、そうした状況を調査、検証する作業にあまり興味・関心が持たれなかったというのが実情であろう。

(2) 他方で近年、外国における日本憲法研究の積極的意義が見出される場面も登場し、欧米と日本との「対等かつ双方向の比較」憲法を進めうる機運も高まった。そして、欧米諸国では近年、比較憲法的手法による憲法研究がこれまで以上に多く見られるようになってきており、シンポジウム等では日本憲法固有の議論の状況に興味を抱く欧米研究者も多いことに気づいた。ただし、日本憲法に関する欧文による検証は少ないことから、資料収集の時点で、かの地での日本憲法研究が頓挫するといった状況も生み出していた。

(3) 先述のように日本では従来、日本憲法(学)が欧米諸国で研究対象となることを前提に憲法研究がなされることが稀であったためか、欧米諸国での日本憲法(学)研究を検証する、日本人研究者による研究は皆無に等しかった。とはいえ、比較憲法の効用を「あらゆる法現象の全方向的認識」と仮に捉えるならば、日本国憲法あるいは日本憲法研究そのものが、諸外国とりわけ欧米諸国でも、日本における外国法研究と同程度に行われる現象がこれまで以上に生じてよいと感じるに至った。

2. 研究の目的

以上のことも踏まえつつ、欧米諸国における日本憲法研究の実態を検討・調査をし、諸外国における日本憲法研究事情について分析をするとともに、今後に向けて日本憲法研究の発信について考えることを本研究の目的とした。具体的には、以下のとおりである。

(1) 本研究ではまず、欧米各国で実施されている日本憲法研究の状況、あるいは日本(憲)法研究の意義をどう捉えているのか等について調査・検討し、各諸国の主要な研究機関における日本憲法研究の状況を的確

に把握し、かの地でいかなる分野の日本憲法研究に興味を持たれ、またその紹介の不足が生じているのかを明らかにし、以上の検討により、外国における日本憲法研究に対する日本憲法学のコミットの仕方について一定の方向性を示すことにあった。

(2) さらに、以上の研究を適切に日本で行うことにより、日本憲法を外在的な目線で理解できる契機としようとすると同時に、「立憲主義モデルとしての日本憲法」を諸外国に適切に発信するよう努めるといった目的があった。そうした意味で、従来の研究の枠に留まらない、日本の憲法学・公法学への貢献を行うことを目的としていた。

3. 研究の方法

本研究課題では、次の過程を経ることで研究目的を達成するよう努めた。

(1) 欧米諸国(具体的には米英仏等)において、従来、どのような日本憲法研究がなされてきたのかにつき日本国内外の著書や論文を通じて検証した。また、日本国内あるいは外国における図書館における日本憲法に関する資料の書誌学的調査を行った。これらに基づいて、諸外国における日本憲法研究の意義について分析を行った。さらに、本研究課題について、より原理的な検討を加えるため、諸外国、あるいは日本における比較憲法や外国法参照の意義に関する研究を深めた。

(2) 具体的な問題群を収集し、研究者間で情報を共有するための研究会を開催した。研究会では研究分担者による研究報告も行われた(岡田、横大道、木下)。

また、研究会では、問題の共有と深化を進めるため、本研究課題にとって有用となるゲスト・スピーカーを招聘した。具体的には、日本憲法を研究対象とする日本在住のフランス人研究者に「憲法改正のシンボリックな意味とフランスと日本における憲法改正」といった内容の報告(2013年9月)、フランスにおける日本憲法研究の紹介のための翻訳作業などを予定している日本の憲法研究者に「日本憲法学の重要文献をフランスに紹介することの意義」といった内容の報告(2013年12月)、日仏の憲法研究者の交流のための研究会等を多く主催してきた日本の憲法研究者には「フランス人研究者の日本憲法学への関心 日仏公法学研究者交流を企画する立場から見て」といった趣旨の報告(2014年12月)をそれぞれお願いした。また、カナダにおける外国法参照について、カナダ憲法研究に従事する日本の憲法研究者に「比較憲法の観点からみたカナダ憲法の特徴 人権の裁判的保障を中心に」というテーマに基づく報告をお願いした(2015年12月)。

(3) 研究代表者、分担者で分担し、数度にわけて、海外における公共図書館、大学図書館で日本(憲)法に関するコレクション調査や、専門スタッフへの聞き取り調査を行った。

〔アメリカ〕ワシントンDCにある連邦議会図書館では、同館所属の日本人研究員に、アメリカにおける日本憲法研究の状況、連邦議会図書館における日本(憲)法資料の収集方法などについてヒアリング調査を行った。また、カリフォルニア州ロサンゼルスでは、ロサンゼルス・ローライブラリーを訪問して日本法関連書籍の調査を行い、あわせて同施設のライブラリアンから話を聞いた。さらに全米日程人博物館の図書室や、カリフォルニア大学ロサンゼルス校の図書館で調査を行った。

〔フランス〕パリ第2大学比較法センターの資料室、パリ政治学院(通称・シアンスポ)において、日本法関連書籍の調査を行った。

〔ドイツ〕ルートビヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン(通称・ミュンヘン大学)の法学系資料室と日本語学科資料室、バイエルン州図書館において日本法・外国法関連書籍の調査を行った。

(4) 研究代表者、及び研究分担者で協力、分担のもと、インタビュー等調査として、次のことを実施した。

日本またはアジアに関心を抱く研究者、日本(憲)法に関心を抱くか、もしくは比較憲法に関心をもち諸外国の研究者、実務家等へのインタビュー等を通じて、諸外国における日本憲法研究の状況に関する当地でわからないような実感・知識を体得した。

〔アメリカ〕ワシントンDCにあるジョージタウン大学ローセンターにおいて、アジア法が専門の特任教授と面会をし、アメリカのアジア法研究者にとっての日本法研究の意味、アメリカでの日本法研究の地位などについてインタビューをした。

〔フランス〕フランスにおける日本法の第一人者であるパリ・ディドロ大学教授に、フランスにとっての日本法研究の意義や、いかなる日本法分野への関心がフランスでは見られるのかといった情報について意見を伺った。また、パリ政治学院の憲法学教授2名に、フランスにおける日本憲法研究への関心等について意見を伺った。

さらにフランスにおける日本自体への関心、また日本を研究対象にすること自体の意味、現在の外国に関する研究状況や環境等について、フランス学士院・碑文・古文書アカデミー会員(かつコレージュ・ド・フランス教授)2名(1名は終身事務局長(le secrétaire perpétuel)の文学研究者、もう1名は日本研究者)にインタビューを行った。加えて、国立東洋言語文化学院(INALCO)で日本研究(福沢諭吉研究など)を行っている研究者に対しても、フランスの大学等におけ

る日本研究の状況について意見を聴取した。

〔イギリス〕イギリスにおける比較議会研究の第一人者であるロンドン大学教授が来日した際(2016年3月)、衆議院事務局幹部職員の協力を得て、日本の国会制度における現状及び問題点について同教授との意見交換会を実施した。この際、比較研究の観点から日本の国会制度のうちいかなる点に特徴を見出し、研究上の問題意識を抱いているかに関する見解を聞いた。

〔ドイツ〕アウグスブルグ大学で日本法を教えているミュンヘン第1地方裁判所判事と面談をし、ドイツにおける日本法への関心等について話を聞いた。

その他、諸外国 特にアメリカにおける日本法(研究・実務)の状況について、日本の大学教授に、またアメリカにおける日本人弁護士役割について、ロサンゼルス法律事務所所属し、あわせて日本の弁護士事務所アソシエイトの地位にある弁護士に詳しい話を聞いた。

(5) 本研究課題には「諸外国への日本国憲法研究に関する情報発信」(そこでの反応などを確認すること)が含まれていたことから、研究の一環として、外国においてレクチャーを行った。

具体的には、小谷が、日本におけるヘイト・スピーチをめぐる議論状況について、ジョージタウン大学にて講演を行った(2014年10月)。なお、小谷が執筆した「日本国内における憎悪表現(ヘイトスピーチ)の規制についての一考察」法学研究(慶應義塾大学)87巻2号385-412頁(2014年)がこの間、大韓国内で韓国語に訳されており、こうした外国における日本憲法研究状況の発信も本研究の課題にも関係するので、ここに情報を掲載する(イスンヒョン訳「翻訳:日本国内における憎悪表現(ヘイトスピーチ)の規制についての一考察(小谷順子著)」・公共ガバナンスと法(延世大学・大韓民国)・第6巻第1号(2015年2月))。

また、フランスではパリにある国際関係学院(ILERI)において、同学院で日本語教師を務める日仏通訳者の協力を得て、2014年度には新井、徳永が(2014年3月)、2015年度には新井、岡田、横大道が(2015年3月)日本における憲法問題について講演を行い、日本語クラスを履修している聴者である学生からの意見聴取などを行った。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

以上の研究手法の下で本研究課題の調査・研究を行ってきた結果、以下のような点が確認できた。

欧米諸国での日本憲法研究は一部において連綿と行われてきているものの、それがかの地における憲法学全般的な関心事とし

ては必ずしも行われてきてはいないという点である。

また近年、グローバル化の潮流のなかで、世界的に比較憲法研究が活況を呈している状況がうかがえた。しかし、自国の憲法理解を深める対象として用いられる諸国は、欧米においては、やはり欧米諸国である。日本は、欧米諸国にとっての法学的な視点からの有意義な参照国とは必ずしもならないことが、部分的に確認できたといえる。

その形式的理由の1つ目としては、言語上の問題が調査対象とした全ての国において指摘されていることが分かった。そこで、諸外国では、日本に関する法学関連文書の欧文化などを求める声が多いことが改めて分かった。また2つ目としては、日本は、近年の世界経済の中での地位低下も手伝わていることがわかった。

ただ、フランスなどでは日本への関心は現在も高く（特にアニメや漫画など）、日本研究それ自体が弱まっているとはいえず、日本法（解釈）に関する学問的無関心は、それらの理由だけではない部分もある。これは、日本（さらに外国としてはカナダ等）に比べた欧米諸国では、法解釈学の領域で「比較」という手法に大きなインセンティブが与えられていないこと、加えて特に日本法は地域研究的な意味合いが持たれているからであるように思われる。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

以上のような成果について、その位置づけとインパクトは次のようなものとなる。

まず、そもそも欧米諸国における日本憲法研究の状況を調査・研究するという作業は、これまでの日本憲法学において、ほとんど見られることがなかった。これは、日本憲法学が、外国 特に欧米 法参照を自らの研究手法に添えながら、他方で日本法が参照対象となる可能性についてほとんど眼中になかったことによるものである。その点から考えて、本研究それ自体に情報としての価値があることに加えて、諸国間でのフラットな法参照の可能性を検討する作業にとって大きなインパクトを与えることになる。

また、日本では、欧米を対象とする比較憲法研究によって「普遍」が見出されるとされることに加え、比較憲法という作業自体も「普遍を導く作業」のように捉えられる傾向があったと考えられる。しかし、本研究課題の研究において諸外国の比較憲法研究の状況を見た場合、必ずしも同様の調査対象あるいはそうした作業が、世界的には普遍的ではないことが見えてきた。このような点が、従来の日本における憲法学研究に大きなインパクトを与えることになる。

(3) 今後の展望

本研究課題のような研究内容・方法は、日

本においては未だ萌芽的なものにすぎない。また、本研究によって未だ一部分の状況が確認できているにすぎず、さらに広く、かつ深い部分についての、一層の研究を行っていく必要がある。この点が、まず示しておきたい「今後の展望」ということになる。

さらなる発展的課題として、上記の内容の継続的研究に加えて、十分な検証ができなかったドイツなどの状況の調査、また、例えばカナダなど、裁判所などが外国法参照に積極的姿勢を示している国の状況や学説動向の検討をしたい。さらに、日本法を含む外国法を積極的に導入・参照してきたアジア各国の調査なども今後の検討課題である。

(4) その他

本研究課題では以下に見る研究論文や報告を行ってきたが、特に、研究代表者・分担者が全員共同で書いた「欧米諸国における日本憲法研究の状況」(広島法科大学院論集 12号、2016年3月、277-328頁)は、本研究課題による科研費取得期間内における研究の集大成的な意味を有しており、上記(1)から(3)のことにつき、同稿において詳しく触れていることを付記しておきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

新井 誠、岡田 順太、横大道 聡、小谷 順子、木下 和朗、徳永 貴志、欧米諸国における日本憲法研究の状況、広島法科大学院論集、査読無、12号、2016年、p. 277-328、<http://doi.org/10.15027/39531>

Tokunaga Takashi, Arai Makoto, Le pacifisme japonais après guerre et l'interprétation de l'article 9 de la Constitution japonaise de 1946, 和光経済、査読有、48巻1号、2015年、pp.1-8、<http://id.nii.ac.jp/1073/00003940/>

岡田 順太、占領憲法の影響に関する比較研究序説 日本とイラクの比較を中心に、白鷗法学、査読無、20巻2号、2014年、pp.243-268、<http://ci.nii.ac.jp/naid/110009804622/>

岡田 順太、大洋を越える主権 イギリス領ピトケアン諸島の統治に関する憲法的考察、法政論叢、査読有、51巻1号、2014年、pp.211-222

横大道 聡、アメリカ憲法の他国憲法への『影響』について、法学論集(鹿児島大学)、査読有、48巻2号、2014年、pp.1-34

横大道 聡、国際的な法整備、グローバル

な法協力 憲法学の視点からの一考察、法学論集(鹿児島大学) 査読有、49 巻 1 号、2014 年、pp.1-13

〔学会発表〕(計 6 件)

木下 和朗、憲法解釈における外国憲法の援用 日本における議論を踏まえて、本研究課題に基づく研究会、2015 年 12 月 12 日、北海学園大学(北海道・札幌市)

新井 誠、日本の国内裁判における国際人権法・比較憲法の参照、日本公法学会第 80 回総会第 2 部会、2015 年 10 月 18 日、同志社大学(京都府・京都市)

岡田 順太、大洋を越える主権 イギリス領ピトケアン諸島の統治に関する憲法的考察、日本法政学会第 120 回研究会、2014 年 6 月 29 日、名古屋学院大学(愛知県・名古屋市)

横大道 聡、アメリカ憲法の他国への『影響』について、本研究課題に基づく研究会、2013 年 12 月 1 日、広島大学東京オフィス(東京都・港区)

Satoshi Yokodaido, On International Cooperation and Improvement of Law: From Constitutional Perspective, Tumen River Forum: Multicultural Coexistence and Choices for Border Areas, Exchange and Cooperation, Regional Peace and Common Prosperity: Sub-forum "Law"; Understanding and Cooperation of the Legal System in Tumen River Area Countries, 2013 年 10 月 22 日(延辺大学・延辺(中華人民共和国))

岡田 順太、占領憲法の影響に関する比較研究序説 日本とイラクの比較を中心に、本研究課題に基づく研究会、2013 年 9 月 29 日、広島大学東京オフィス(東京都・港区)

〔その他〕(計 1 件)

フランス学士院(Institut de France) 碑文・古文書アカデミー(Académie des inscriptions et belles-lettres)への本研究課題に関する訪問調査について報告する、同アカデミー・ニュースレター(Lettre d'information n° 146, avril 2016)
<http://www.aibl.fr/IMG/pdf/li-146.pdf>

6. 研究組織

(1)研究代表者

新井 誠(Arai Makoto)
広島大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 20336415

(2)研究分担者

岡田 順太(Okada Junta)
白鷗大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 20382690

小谷 順子(Kotani Junko)
静岡大学・人文社会科学部・教授
研究者番号: 40359972

横大道 聡(Yokodaido Satoshi)
慶應義塾大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号: 40452924

徳永 貴志(Tokunaga Takashi)
和光大学・経済経営学部・准教授
研究者番号: 50546992

木下 和朗(Kinoshita Kazuaki)
北海学園大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 80284727